

豚熱の発生生産者等の令和3年度以降の負担金の納付期限の延長等
について

令和3年度以降に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者については、豚熱が発生した年度の対象四半期の負担金の納付期限が延長されます。この取扱いについては、次のとおりとなりますので、延長を希望される場合は、必要な手続きをお願いします。

記

1 納付期限延長希望申出書の提出（別紙様式）

提出期限：各四半期の負担金の納付期限（交付要綱別表参照）

ただし、既に当該四半期の負担金を納付した登録生産者であって、納付期限までの申出が困難な者は、提出期限後2週間以内に必ず養豚経営課までご連絡ください。

※別紙様式により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課（下記送付先）に郵送ください。

2 上記の申出書を提出した者の納付期限等の取扱い

(1) 納付期限

豚熱が発生した年度の対象四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

(2) 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、対象四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、豚熱が発生した年度の対象四半期に係る負担金の入金はありません。なお、同対象四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

事業対象頭数についての対象四半期における頭数。ただし、同対象四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

※提出期限までに納付期限延長希望申出書の提出が無い場合には、納付期限の延長はありませんので、御注意ください。

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課
(電話番号：03-3583-1150)

別紙様式

肉豚経営安定交付金制度における負担金の納付期限延長希望申出書
(令和3年度以降 豚熱関連)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所

氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名)

登録生産者 ID

肉豚経営安定交付金交付要綱 (平成30年12月21日付け30農畜機第5241号) 附則42の規定に基づく負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則42の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 1 対象年度対象四半期 (豚熱が発生した年度及び四半期)

令和 _____ 年度 第 _____ 四半期

- 2 対象区分 (該当するものにチェックをして下さい)

豚熱の患畜又は擬似患畜が確認された (殺処分を受けた)

豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限された

- 3 殺処分を受けた又は家畜の移動を制限された農場の住所

- 4 添付書類

都道府県 (家畜保健衛生所等) が交付する、殺処分を受けたこと又は家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限されたことを証明する書類

別紙様式の裏書

提出期限等について

1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限：各四半期の負担金の納付期限（交付要綱別表参照）

ただし、既に当該四半期の負担金を納付した登録生産者であって、納付期限までの申出が困難な者は、提出期限後2週間以内に必ず養豚経営課までご連絡ください。

※表書の別紙様式により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課（下記送付先）に郵送ください。

※負担金納付依頼書を7、9、12、3月上旬までに送付することになっています。この時点で申出書の提出がなかった場合、提出期限までに市町村が発行する証拠書類が確認できない場合には、あらかじめご連絡いただいても、同依頼書を送付することとなりますのでご承知おきください。

※負担金を納付した後に殺処分を受けた又は家畜の移動を制限された方については、納付期限延長希望申出書の受理後に準備が整い次第、振込元の口座に返還します。

※負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより納付期限延長希望申出書の受理後であっても引落しが実行される場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、この旨ご了承ください。

2 上記の申出書を提出した方の納付期限等の取扱い

(1) 納付期限

豚熱が発生した年度の対象四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

(2) 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、対象四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、豚熱が発生した年度の対象四半期に係る負担金の入金はありません。なお、対象四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

対象四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、対象四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課
(電話番号：03-3583-1150)